

社会保険 いわて

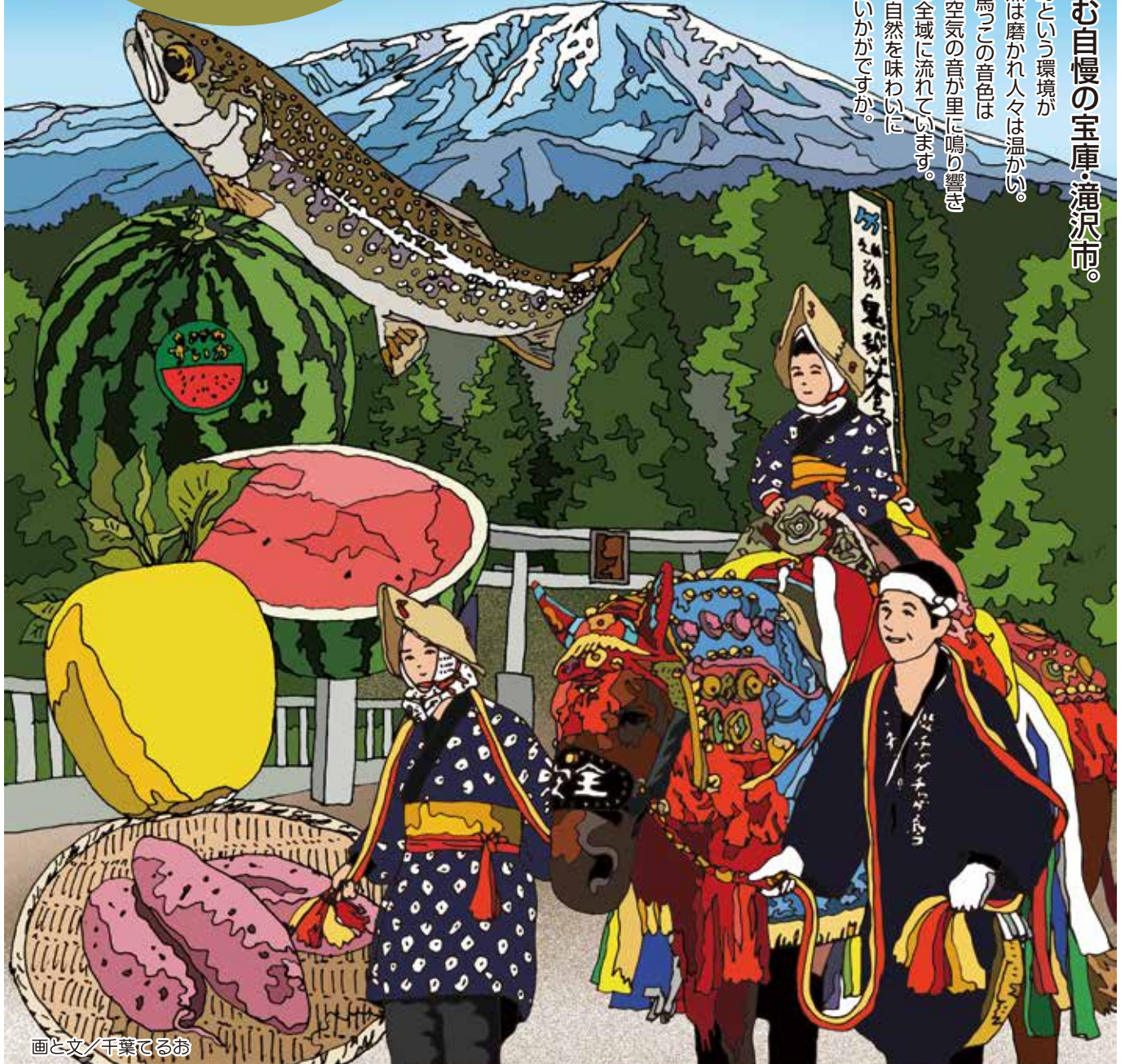
1月

奇数月発行／2021No.805

- 賞与支払届の提出はお済みでしょうか？
- 標準報酬月額の特例改定について
- 健康保険の任意継続について
- 健康保険委員を募集しております。
- 「いわて健康経営宣言」特典サービスの紹介
- 社労士通信 vol.5
- 令和2年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました
- 2月・3月の年金出張相談所日程

■寒暖の産む自慢の宝庫・涌沢町。

岩手山の裾野という環境が
果物は甘く魚は磨かれ人々は温かい。
チャグチャグ馬つの音色は
冬に磨かれた空気の音が里に鳴り響き
四季を通して全域に流れています。
心地よい人と自然を味わいに
足を運んではいかがですか。



画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
 日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
 協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

賞与支払届の提出はお済みでしょうか？

事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を届出しいただくことになっています。

この届出内容により標準賞与額が決定され、その結果を基に賞与分の保険料額が決定されます。被保険者の皆さまが受給される年金額の計算の基礎となるものですので、適切な届出をお願いします。

■対象要件

●対象となるもの

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものが対象となります。

●対象とならないもの

年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象となります。また、労働の対償とみなされない結婚祝い金等の世間一般にご祝儀とみなされるものなどは対象外です。

■賞与にかかる保険料

●保険料額

◎賞与に係る保険料は、実際に支払われた賞与額(賞与総支給額)から1,000円未満の端数を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料率をかけて算出した金額が賞与の保険料額となります。

◎保険料率は毎月の保険料の場合と同様、健康保険が都道府県単位保険料率(岩手県は1000分の97.7[9.77%])、厚生年金保険が平成29年9月から1000分の183.00(18.3%)で、事業主と被保険者が折半負担します。

◎介護保険料を納める期間(40歳到達月から65歳到達月の前月まで)に支払われた賞与については、健康保険料の対象である場合は、あわせて介護保険料も折半で負担します。(1000分の17.9[1.79%])

◎子ども・子育て拠出金については、各被保険者の厚生年金の標準賞与額に拠出金率を乗じた額となり、全額事業主負担となります。(1000分の3.6[0.36%])

◎賞与の保険料は、その月の毎月の保険料とあわせて、原則として翌月の納入告知書により請求されますので、月末までに納入してください。

■賞与支払届のご提出

●届出用紙

日本年金機構に賞与支払予定月の届出をいただき登録されている場合は、賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名や生年月日等をあらかじめ印刷した届出用紙をお送りしております。なお、登録されていない場合や、登録されていても予定外の月に賞与を支払われた場合は、日本年金機構のホームページから届出用紙をダウンロードしてご利用していただくか、最寄りの年金事務所に備え付けの届出用紙をご利用ください。

※賞与支払予定月は、新規適用届、賞与支払届総括表、算定基礎届総括表、事業所関係変更(訂正)届の提出等により登録することができます。

●賞与の支払いがなかった場合

あらかじめ賞与支払予定月を届出いただいている場合には、賞与の支払いがなくても賞与支払届総括表をご提出いただく必要があります。記入方法は総括表の「②支給の有無」欄の「1.不支給」を○(マル)で囲んでいただき、所在地・名称等を整備のうえご提出ください。

来年の確定申告が楽しみになります。まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/> 〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します。

令和2年8月から12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は、**9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

※令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和3年1月末まで申請を受け付けています。

対象となる方

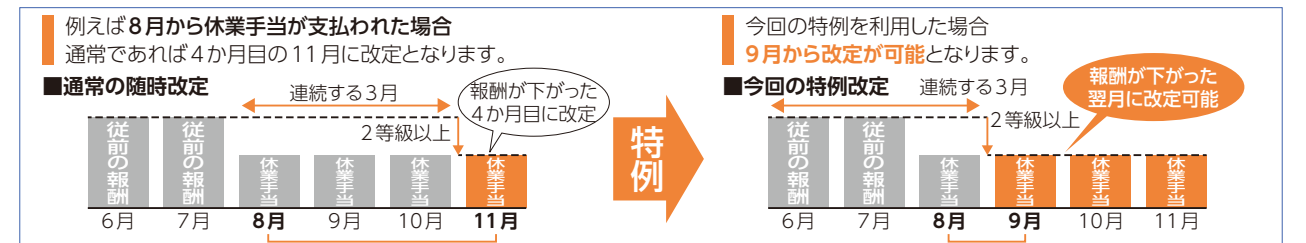
(1)新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

■新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方

■著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。

■本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)



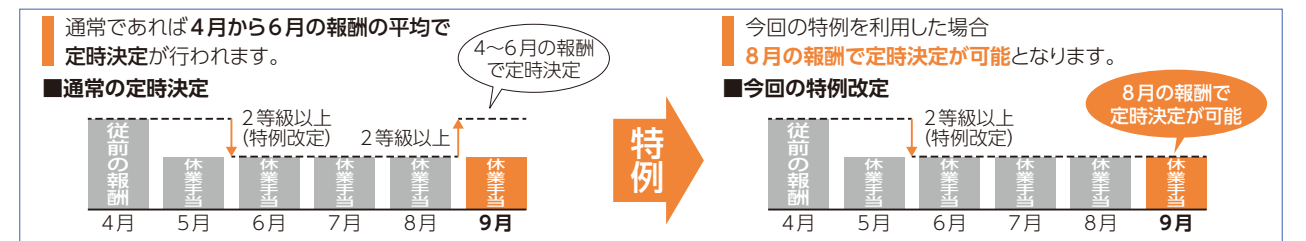
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

(2)4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

■新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方

■8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方

■本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記(1)と同様です。)



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

■休業により報酬等が急減した月(2)の場合は8月となります。)の翌月以降の保険料が対象となります。

※令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続きについて

■月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

※「対象となる方」の(1)に該当する方は「8~12月を急減月とする場合」の月額変更届(特例改定用)を、(2)に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料)を使用してください。

※休業が回復した場合には、届出が必要となります。

健康保険の任意継続について

手続きは、
郵送が便利！

任意継続は、お勤め先を退職した場合など協会けんぽの被保険者の資格を喪失したときに、一定条件のもと、引き続き被保険者となることができる制度です。

任意継続は退職後の健康保険のひとつ



加入するための要件

- ①退職日(資格喪失年月日の前日)までに継続して**2か月以上の被保険者期間がある**こと。
- ②退職日の翌日(資格喪失年月日)から**20日以内**に、**住所地**の協会けんぽ都道府県支部へ申出書を提出(必着)すること。

加入期間

任意継続被保険者となってから

2年間

※毎月の保険料を納付期限までに納付できなかった場合等は資格を喪失します。(喪失後の保険証は、必ず協会けんぽにご返却ください)

添付書類について

◎退職日の確認ができる書類(任意)

例：退職証明書(写し)、雇用保険被保険者離職票(写し)等

※上記書類の添付がない場合は、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けてからの保険証の作成となります。

◎被扶養者となる方がいる場合の添付書類(必須)

(国内在住の場合)

	在職時より引き続き被扶養者となる場合	任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
被保険者と同居	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類

※海外在住の場合については、協会けんぽのホームページからご覧ください。

※協会けんぽ以外の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険の保険者(健康保険組合など)にお問い合わせください。



よくあるご質問

- Q. 「国民健康保険」に加入するため、任意継続をやめることはできますか？
A. 任意の申出により加入期間の途中でやめることはできません。

任意継続に関するお問い合わせ先：協会けんぽ岩手支部 業務グループ ☎019-604-9070

健康保険委員を募集しております。

協会けんぽ岩手支部では、職場の従業員の方々と協会けんぽの懸け橋としてご活躍いただける「健康保険委員」を広く募集しています。岩手県内ではすでに2,400名を超える方々にご活躍いただいています。

会費等は一切かかりません。
また、強制的な仕事もございません。

健康保険委員のメリット

1. **無料広報誌(偶数月発行)を定期的に発行!**
実務に役立つお得な情報をお届けしております。
2. 令和2年度最新版!
健康保険ガイドブックを1部進呈!
3. **研修会に無料でご参加**いただけます。
健康保険の知識が身につきます!
4. 委員としての活動年数や活動実績に応じて**表彰制度**があります。

健康保険委員の役割



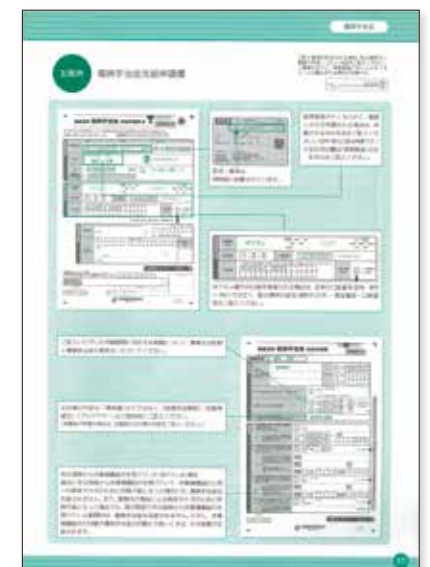
周知活動



相談・指南役



【岩手支部ガイドブック】



健康保険の手続きでお困りになったことはありませんか？

日頃の事務に役立つ情報をお届けしておりますので、ぜひご登録ください。



こんなときに…

- ◎従業員の方から各健康保険に関する事で相談されたとき…
- ◎健康保険の各種申請書の書き方について、悩んだり迷ったりしたとき…

応募方法等についてはこちらで検索

協会けんぽ岩手支部 健康保険委員

検索

健康保険ガイドブックが
お役に立ちます!

健康保険委員に関するお問い合わせ先：協会けんぽ岩手支部 企画総務グループ ☎019-604-9018

「いわて健康経営宣言」特典サービスの紹介

「いわて健康経営宣言」とは、平成27年9月より、岩手県、各経済団体、企業等と連携して実施している事業です。事業主様が社員の健康管理に取組むことにより、**健康経営の推進**を目的としております。

今回は、「いわて健康経営宣言事業所」へのインセンティブ(特典サービス)付与事業所と特典内容の一部をご紹介します。

つなぎ温泉 ホテル愛真館 	つなぎ温泉 ホテル紫苑 	新鉛温泉 結びの宿 愛隣館 
温泉入浴料 大人(通常) 800円→ 700円 小学生以下3歳以上..... 400円→ 300円	温泉入浴料 大人(通常) 1,000円→ 900円 小学生以下3歳以上..... 600円→ 500円	温泉入浴料 大人(通常) 1,200円→ 800円 小学生以下3歳以上..... 600円→ 500円
松川温泉 松川荘 	ワールドウィング盛岡 (スポーツクラブ) 盛岡市向中野 	※ご利用時間や曜日等は各施設等にお問い合わせください。 ※インセンティブを受けるには、保険証と健康経営宣言書の写しまたは「いわて健康経営宣言」のロゴマークが印刷された名刺などをご持参ください。
温泉入浴料 通常 600円→ 500円	①入会金: 10,000円→ 7,000円 (税抜) ②月会費: 10,000円→ 8,500円 (税抜) ③BeMoLoシューズ各種定価より 10%割引 ④体験料金: 2,200円(税抜)→ 無料	

いわて健康経営宣言事業所



「いわて健康経営宣言」にご興味がある方は下記を検索!

協会けんぽ岩手支部 いわて健康経営宣言

検索

登録はお済みですか?
メールマガジンをご登録ください!

健康情報を
毎月無料配信!

協会けんぽ岩手支部ではメールマガジンを毎月定期的に配信しております。

いま知りたい健康保険の情報はもちろん、インセンティブ制度を紐解く特集コーナーや健康情報等をお届けします。

この機会にぜひ、ご登録をご検討ください!

配信は月に1回、
最新情報を受け取ることができます。

〈登録は簡単! 下記QRコードがおすすめ!〉

制度改正

健康づくりに
役立つ情報

インセンティブ
制度



最新の
イベント情報



いわて健康経営宣言・メールマガジンに関するお問い合わせ先
協会けんぽ岩手支部 企画総務グループ ☎019-604-9018

社労士
通信
vol.5

育児介護休業法の改正

育児介護休業法の改正が令和3年1月1日より施行されます。改正の内容についてご紹介します。



社長 育児介護休業法の改正が令和3年1月1日からスタートすると聞いたのですが、何が変更になるのでしょうか?

社労士 はい、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、時間単位で取得できるようになります。

社長 子の看護休暇や介護休暇とはどんな制度ですか?



社労士 子の看護休暇とは、小学校就学前の子を養育する労働者が、1年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、休暇を取得できる制度です。また、介護休暇とは、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者が1年度において5日(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、休暇を取得できる制度です。



社長 改正前と改正後では、どのように変わるのですか?

社労士 改正前は、1日または半日単位での取得となっておりますが、改正後は、1時間単位での取得が可能になります。

社長 対象となる労働者は、どのような方ですか?



社労士 改正前は、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できませんでしたが、改正後は、全ての労働者が取得できるようになります。



ささいな事でもお気軽にどうぞ!

詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

令和2年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました

厚生労働大臣表彰は、年金委員の 齊藤 志那子さん(盛岡市)、和蛇田 教夫さん(久慈市)、健康保険委員の 菊地 洋子さん(陸前高田市)、澤田 龍明さん(釜石市)が受賞されました。

令和2年11月18日(水)に盛岡市内のホテルで年金委員及び健康保険委員活動に功績のあった委員37名の方に対し厚生労働大臣表彰等の表彰伝達式が行われました。日頃の委員活動の功績が認められ受賞されました皆様は次の方々です。



年金委員表彰(日本年金機構)

(敬称略)

厚生労働大臣表彰(2名)		
齊藤 志那子	(株)齊寅商店	盛岡市
和蛇田 教夫	蒲野建設(株)	久慈市
日本年金機構理事長表彰(5名)		
佐藤 久美	(株)シンコーロードサービス	一関市
佐々木 チエ子	長沢産業(株)	宮古市
小井口 淑子	(有)小井口自動車工業	遠野市
高屋敷 真由美	久慈市冷凍水産加工業協同組合	久慈市
桑田 あゆみ	(株)ヤマイチ	久慈市
日本年金機構理事表彰(12名)		
齋藤 憲	盛岡セイコー工業(株)	雫石町
佐藤 弘子	川口印刷工業(株)	盛岡市
古館 清司	地域型年金委員	盛岡市
遠藤 希子	世嬉の一酒造(株)	一関市
阿部 滝子	(株)阿部総業	奥州市
那須川 まゆみ	(株)環境保全	奥州市
堀内 恵樹	(株)ブラザ企画	奥州市
植田 榮子	星和機械工業(株)	釜石市
中坪 政男	(特非)愛福祉会	宮古市
伊藤 昌子	(株)シリウスケアサービス	花巻市
阿部 由起	(株)イチイ土木コンサルタント	遠野市
佐々木 薫	(株)エーデルワイン	花巻市

健康保険委員表彰(全国健康保険協会)

(敬称略)

厚生労働大臣表彰(2名)		
菊地 洋子	(株)長谷川建設	陸前高田市
澤田 龍明	釜石瓦斯(株)	釜石市
全国健康保険協会理事長表彰(4名)		
中関 美智雄	アポロ石油(株)	盛岡市
白澤 弘子	岩手庄子運送(株)	盛岡市
佐々木 成仁	(資)中央自動車学校	盛岡市
久保田 志津子	(株)南部美人	二戸市
全国健康保険協会岩手支部長表彰(12名)		
藤澤 淳	(一社)岩手県交通安全協会	盛岡市
宮崎 勝徳	(株)岩鋳	盛岡市
佐々木 秋枝	永代印刷(株)	盛岡市
阿部 そのみ	(株)カナン製作所	盛岡市
千葉 志津子	(一社)葛巻町畜産開発公社	葛巻町
藤原 誠	岩手繊維(株)	矢巾町
熊谷 剛	(福)みちのく協会	八幡平市
引地 彰光	(株)板宮建設	金ケ崎町
佐々木 修	(福)協同光陽会	奥州市
佐々木 学	(福)釜石市社会福祉協議会	釜石市
漆田 弘子	小山田電業(株)	宮古市
佐々木 ひとみ	(福)東和仁寿会	花巻市

年金出張相談所

会場	2月	3月	時間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	12(金)	11(木)
	ゆはづ交流館(岩手町)	17(水)	17(水)
	葛巻町役場	24(水)	3月は お休みです
	紫波町役場	2月はお休みです 24(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	18(木)	3月は お休みです
	大船渡市役所	25(木)	11(木) 25(木)
	奥州市役所(本庁)	2月はお休みです 4(木)	10:00~15:00
	奥州市役所(江刺総合支所)	4(木)	3月は お休みです
宮花巻	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	18(木)	18(木)
	遠野市役所本庁舎3階	4(木)	4(木)
二戸	久慈市文化会館 (アンバーホール)	8(月)	4(木)
		25(木)	25(木)

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえ
お出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)